## 物 品 売 買 契 約 書(案)

公益社団法人島根県林業公社(以下「甲」という。)と納入者〇〇〇(以下「乙」という。)とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
  - (1) 品名、規格及び数量 1台
  - (2) 契約金額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

- (3) 納入期限 令和 7年 11月 28日 メーカーの生産状況等を勘案した納入期限としているが、可能な限 り早期納入に努めること。
- (4) 納入場所 浜田合同庁舎 浜田市片庭町 254
- (5) 契約保証金 免除

(納入)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を甲に 通知しなければならない。

(検査)

- 第3条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 2 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と 取り換えなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を 準用する。
- 3 物品の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。 (所有権の移転)
- 第4条 物品の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するもの とする。

(危険負担)

第5条 第3条第3項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対し、

- その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)をすることができる。この場合において、乙は甲の指定する方法により履行の追完をしなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する追完請求に代え、 又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができ る。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の 催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程 度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の 減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知ったときから 1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由とし て、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすること ができない。ただし、乙が引渡しのときにその不適合を知り、又は重大な 過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(支払)

第7条 甲は、検査を終了し、物品の引渡しを受けた後乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

- 第8条 乙は、正当な理由によらないで納入期限までに物品を納入しない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入未済部分に相当する金額に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。)を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に契約代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 3 甲が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅

延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙が、甲の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者 に委任し、又は請け負わせたとき
  - (2) 乙が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は 一部の履行をする見込みがないと認められるとき
  - (3) 乙が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の 指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正 の行為をしたとき
  - (5) 乙がこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納 部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

- 第10条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 甲は、第1条第5号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定 する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求する

ことができる。

(権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(調査協力)

- 第13条 甲が、この契約に係る甲の会計処理の適正を期するため必要がある と認めた場合は、甲は乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関す る調査への協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5年間は同様とする。

(協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたとき は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押 印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市黒田町 432 番地 1 公益社団法人 島根県林業公社 理 事 長 小 林 淳 一